

## 地域生活支援事業の内容及び支給対象者

### (1) 移動支援事業 下記①および②の類型がある

#### ① 社会参加支援

サービス内容	<p>社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出が円滑にできるよう、障害者等の移動を支援する（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出<b>以外</b>の外出であって、原則としてその日において用務を終えるものに限る。）。</p> <p>【サービス種類】（下記注意点参照）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 身体介護を伴う移動支援事業</li><li>② 身体介護を伴わない移動支援事業</li></ul> <p>【サービスの形態】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 個別支援型・・・障害者等に対するマンツーマンによる支援</li><li>② グループ支援型・・・同一目的等で複数の障害者等への同時支援（2人まで）</li></ul> <p>【利用可能な対象先および支援】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① プール、コンサート、遊園地、ショッピング、お見舞い、理美容、図書館など。</li><li>② 補装具制度の判定会など。</li><li>③ <b>外出に伴う</b>居宅内でのサービス（更衣等の身支度）。</li><li>④ 在宅であれば、介護保険利用対象となっても利用可能。ただし、介護保険で利用できると考えられる、目的のある散歩や、買い物の同行など、介護保険サービスの利用が優先される。</li><li>⑤ 利用者が1人で通えるようになるための、トレーニングを目的とする利用の場合で、市が認めた場合は最長3ヶ月の範囲で支給する。</li><li>⑥ 介護者の疾病等やむを得ない理由により、通所が困難となった場合で、市が認めた場合は最長3ヶ月の範囲で支給する。</li></ul> <p>【利用できない対象先および支援の範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 通勤、通学、通所での利用。（通年かつ長期にわたるもの）</li><li>② ヘルパーがサービスを行っていないと考えられる時間帯（ヘルパーが運転する車に利用者が乗って移動している間など）。</li><li>③ 障害福祉、介護保険、児童福祉法等の各サービスにおいて、施設に入所した者は支給決定できない。（共同生活援助の利用者は利用可能）</li><li>④ 医療機関に入院している場合の一時帰宅時の利用および、退院時の利用。</li><li>⑤ 政治活動（選挙運動）、宗教活動（布教活動、勧誘）等に係る外出。</li><li>⑥ 公的サービスを利用するのにふさわしくない場所への外出。 (パチンコ、競馬場、競輪場、その他公共の秩序に欠けると思われる場所)</li></ul>
--------	--

	<p>⑦原則として、居宅から出発し、居宅へ戻るサービスであり、学校や施設等を出発、到着の拠点としない。</p>
対象者	<p>社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に移動の支援の必要があると市長が認めた児者。具体的には以下(1)及び(2)の全てに該当する児者。</p> <p>(1) 次の①～④のいずれかに該当する児者。</p> <p>①全身性障害児者          身体障害者手帳（肢体不自由）において両上肢及び両下肢全てに障害がある児者または、身体障害者手帳（移動機能障害）がある児者</p> <p>②知的障害児者          介護給付・訓練等給付サービスの対象者に準じる。</p> <p>③精神障害児者          介護給付・訓練等給付サービスの対象者に準じる。</p> <p>④視覚障害児者          身体障害者手帳（視覚障害）があるが、同行援護対象者に該当しない児者</p> <p>(2) 重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護の支給決定を受けていない児者</p>
注意点	<p>&lt;「身体介護を伴う」「身体介護を伴わない」の判断基準&gt;</p> <p>利用者の ADL が介護を必要としているか否か、行動障害の有無、危険回避能力の状況等により判断し、市が支給決定する。</p> <p>(1) 全身性障害児者⇒「身体介護を伴う」で支給する。</p> <p>(2) その他障害児者⇒以下のいずれかの場合は「身体介護を伴う」で支給する。</p> <p>①地域生活支援事業日常生活の状況聞き取りにおいて「1.身体介護に関する領域」項目のいずれかが一部介助または全介助の場合。</p> <p>②地域生活支援事業日常生活の状況聞き取りにおいて「2.行動障害に関する領域」のいずれかが「有」の場合。</p> <p>&lt;その他確認しておくポイント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス利用中の交通費や入場券などは、ヘルパー分も含めて基本的に利用者負担と考えられる。食事代などは、あらかじめ契約の段階で事業者と利用者で取り決めを行うことが望ましい。</li> <li>●事情により片道の支援となる場合も、ヘルパーの復路についてあらかじめ確認をとられたい。</li> </ul>

## ② 通学等支援

サービス内容	<p>保護者の疾病、障害等により通学時の介助者がいない児童であって、他の送迎手段や付添いの支援が得られず、中長期的に通学等が出来ない児童へのヘルパーによる通学等の支援。原則、義務教育に基づく通学及び高等学校の通学、又は未就学児であつ</p>
--------	--

	<p>て、児童発達支援、医療型児童発達支援等へ、保護者1人では通所が困難な児童についての、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所等への通所を支援する。</p> <p><b>【サービス種類】</b>        下記のいずれか1つを支給決定する。</p> <p>①身体介護を伴う移動支援事業        ②身体介護を伴わない移動支援事業        ③乗降介助型移動支援事業</p> <p>※③は移動支援「通学等支援」に限る。「社会参加支援」においては利用不可。        また、原則未就学児の利用は不可。</p> <p><b>【サービスの形態】</b></p> <p>① 個別支援型・・・障害者等に対するマンツーマンによる支援        ② グループ支援型・・・同一目的等で複数の障害者等への同時支援（2人まで）</p> <p><b>【利用可能な対象先および支援の範囲】</b></p> <p>①就学児：特別支援学校、特別支援学級への通学時の付添い又は乗降介助支援。        ②未就学児：医療的なケア等により保護者1人では通所が困難な児童についての、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所等への通所時の付き添い支援。        未就学児の通所等については、保護者の付添いが原則となるため、乗降介助型移動支援事業の利用は想定しない。</p> <p>③<u>通学等に伴う</u>居宅内でのサービス（更衣等の身支度）。        ④利用者が1人で通学できるようになるための、トレーニングを目的とする利用の場合で、市が認めた場合は最長3ヶ月の範囲で支給する。        ⑤特別支援学校、特別支援学級等への通学等支援を行っている介護者の疾病等やむを得ない理由により、一定期間通学が困難となった場合で、事由が解消されるまで支給する。</p> <p><b>【利用できない対象先および支援の範囲】</b></p> <p>①ヘルパーがサービスを行っていないと考えられる時間帯（ヘルパーが運転する車に利用者が乗って移動している間など）は報酬算定の対象とならない。        ②学校内は学校スタッフでの対応となるため、報酬算定の対象とならない。        ③障害福祉、介護保険、児童福祉法等の各サービスにおいて、施設に入所した者は支給決定できない（共同生活援助の利用者は利用可能）。        ④放課後等デイサービス、日中一時支援事業所、短期入所事業所への利用。        ⑤余暇活動先（いわゆる寄り道をして帰宅すること）への利用。        ⑥介護者の風邪、用事などによる一時的な利用。</p>
対象者	<p>単独での通学又は通所ができず、他の送迎手段や付添いが得られないために中長期的に通学ができない児童で、支援する必要があると市長が認めた、高校3年生までの</p>

	<p>者。具体的には次の①～④のいずれかに該当する児童。</p> <p>①全身性障害  身体障害者手帳（肢体不自由）において両上肢及び両下肢全てに障害がある児童または、身体障害者手帳（移動機能障害）がある児童。</p> <p>②知的障害  介護給付・訓練等給付サービスの対象児童に準じる。</p> <p>③精神障害  介護給付・訓練等給付サービスの対象児童に準じる。</p> <p>④軽度の視覚障害  身体障害者手帳（視覚障害）の交付を受けている児童。</p> <p>※行動援護、同行援護支給決定者についても、併給可。</p>
<p>注意点</p>	<p>&lt;「身体介護を伴う」「身体介護を伴わない」の判断基準&gt;</p> <p>利用者のADLが介護を必要としているか否か、行動障害の有無、危険回避能力の状況等により判断し、市が支給決定する。</p> <p>(1) 全身性障害⇒「身体介護を伴う」で支給する。</p> <p>(2) その他障害⇒以下のいずれかの場合は「身体介護を伴う」で支給する。</p> <p>①地域生活支援事業日常生活の状況聞き取りにおいて「1.身体介護に関する領域」項目のいずれかが一部介助または全介助の場合。</p> <p>②地域生活支援事業日常生活の状況聞き取りにおいて「2.行動障害に関する領域」のいずれかが「有」の場合。</p> <p>&lt;その他確認しておくポイント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス利用中の交通費は、ヘルパー分も含めて基本的に利用者負担と考えられる。あらかじめ契約の段階で事業者と利用者で取り決めを行うことが望ましい。</li> <li>●児童を学校等へ送り届けるまで（片道）が支援（報酬算定）の対象となる。ヘルパーのみで自宅等に戻る部分については報酬算定対象とならない。あらかじめ利用者、事業所間にて確認をとりたい。</li> <li>●対象児童の自立の妨げにならないよう、その成長に着目し、自力通学が可能かどうかを定期的に保護者、学校と検討すること。</li> </ul>

## (2) 日中一時支援事業

<p>サービス内容</p>	<p>障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。</p>
<p>対象者</p>	<p>地域生活支援事業日常生活の状況聞き取りにおいて、家族の就労又は一時的な休息のため、日中において一時的な見守り等の支援が必要と見込まれる者。</p>

### (3) 訪問入浴サービス事業

サービス内容	障害者等のうち、ねたきり身体障害者（居宅においておおむね継続して6ヶ月以上ねたきりの状態である身体障害者）の健康の保持を図るため、居宅において入浴が困難なねたきり身体障害者に対し、その居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の支援を行う。
対象者	以下のいずれにも該当する者。 ①日常生活全般において介護を要すること。 ②居宅において入浴が困難であること。 ③医師が入浴を可能と認めていること（市へ、診断書の提出は要しない）。 ④介護保険法の要介護者又は要支援者でないこと。